

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表6号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年7月22日

大磯町監査委員 高野澤 均  
大磯町監査委員 高橋 英俊

## 監査結果報告書

### 1. 監査の種類

定期監査及び行政監査

### 2. 監査年月日

平成 28 年 7 月 6 日 (水)

### 3. 監査対象の課等

都市建設部下水道課

### 4. 監査の期間、範囲、事務

- ①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について
- ②監査重点事項は、平成 28 年度大磯町監査基本計画による
- ③その他

### 5. 所掌事務の概要

下水道運営審議会の運営事務、受益者負担金及び下水道使用料の賦課徴収事務、公共下水道整備事業や維持管理事業等工事、河川及び水路の維持管理等に関する事務等を行っている。

### 6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

### 7. 意見・要望

- ・受益者負担金は、公共下水道施設を整備するための建設費用となるものであり、制度主旨の理解を得られるよう、機会あるごとに説明されたい。
- ・公営企業会計の導入に際して、持続的な研修を図られたい。
- ・生活環境の向上は、選ばれるまちづくりにつながることであり、引き続き事業を推進されたい。